

〔論 説〕

参議院議員通常選挙に対する選挙無効訴訟

—最高裁判所平成29年9月27日大法廷判決—

合 原 理 映

- 1 はじめに
- 2 参議院議員選挙制度の変遷
- 3 最高裁判所平成29年9月27日大法廷判決
- 4 本判決の特徴
- 5 おわりに

1 はじめに

「憲法は、一四条一項において、すべて国民は法の下に平等であると定め、一般的に平等の原理を宣明するとともに、政治の領域におけるその適用として、……選挙権について一五条一項、三項、四四条但し書の規定を設けている。これらの規定を通覧し、かつ、右一五条一項等の規定が前述のような選挙権の平等の原則の歴史的発展の成果の反映であることを考慮するときは、憲法一四条一項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右一五条一項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である<sup>(1)</sup>」。

昭和51年、最高裁判所は衆議院議員選挙における議員定数不均衡について争われた裁判において、選挙権の平等には投票価値の平等も含まれるという初の判断を下した。判決では更に、投票価値の平等は具体的な選挙制度を策定する際の唯一絶対的な基準とされるのではなく、憲法上国会に与えられた裁量の中で、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきであると論じられた。本判決以降は、投票価値の平等が憲法上の要請するものであるという解釈の下で、投票価値の不平等と具体的な選挙制度の策定に関する国会の裁量をめぐって、衆議院、参議院ともに裁判が繰り返されてきている<sup>(2)</sup>。

---

(1) 最大判昭51年4月14日民集30巻3号223頁。判決では、昭和47年2月10日施行の衆議院議員選挙に関して、各選挙区間の議員一人当たりの有権者分布比率が最大1対4.99であったことの合憲性について争われた。本判決に関しては、徳永貴志・砂原庸介「『一票の較差』判決—『投票価値の平等』を阻むものは何か」法学セミナー734号60頁(2016年)、山本元一「議員定数不均衡と選挙の平等」ジュリスト憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕336頁(2013年)、駒村圭吾「選挙権と選挙制度」法学セミナー683号64頁(2011年)、井上典之「衆議院定数訴訟と投票価値の平等」法学セミナー609号91頁(2005年)参照。

平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙に関しても、各地で選挙無効訴訟が提起され、最高裁判所は平成29年9月27日に東京都選挙区と神奈川県選挙区の選挙人らに対してそれぞれ判決を下した(以下、「平成29年大法廷判決」とする。なお、これら2つの判決は同内容である)。本判決に先立って、平成24年と平成26年に、最高裁判所は参議院議員通常選挙の選挙区選挙における投票価値の不平等が違憲状態にあるとして、それを是正するために選挙制度の仕組み自体を早急に見直すことを求める判決を下し(以下、「平成24年大法廷判決」、「平成26年大法廷判決」とする)、両判決を受ける形で平成27年には公職選挙法が改正されている(以下、「平成27年改正公職選挙法」とする)。平成29年大法廷判決は、平成27年改正公職選挙法の後の初の最高裁判所の判断となる。

平成29年大法廷判決は、選挙制度を策定する場合の立法者の裁量について裁判所がどのように判断することができるのかを考える上で、次のような問題を提起しているように思われる。まず、選挙区選挙における投票価値に不平等が生じ、かつ、それが相当期間継続しており、その是正の必要性を裁判所が指摘している場合、裁判所は是正のための立法裁量権行使の合理性をどの範囲まで、とりわけ是正に向けた取組みをいつの時点まで考慮に入れて判断することができるのかという点である。投票価値の平等という憲法上の原則を実現し、それを維持していくには、国会は人口変動など投票価値の平等に影響を与える要素に継続的に注視し続け、必要に応じて法改正をするなど不断の努力が求められる。改正された公職選挙法の定める選挙区への議員定数の配分だけではなく、国会による法改正に至るまでのプロセスや法改正後の更なる改善に向けての姿勢などは考慮に入れることができるのであろうか。

本稿では、平成29年大法廷判決をこれまでの最高裁判所による一連の判例の中に位置づけ、選挙制度を策定する場合の立法裁量について最高裁判所がどのように考えているのかということについて検討したい。

## 2 参議院議員選挙制度の変遷

参議院議員選挙制度は、昭和22年に参議院議員選挙法のなかで定められた。参議院議員選挙法は、参議院議員250人の定数を地方選出議員150人、全国選出議員100人とに分けた上で、前者の選挙区および選挙区における議員定数を別表に定め、都道府県を単位とする選挙区において選出するものとした。また、後者は全都道府県の区域を通じて選出するものと定めた。その際、参議院の半数改選制に応じて選挙区の定数は偶数とされ、各選挙区には2人から8人の議員数が配分された。昭和25年には従来別々に規定されていた参議院議員、衆議院議員、地方公共団体の長や議会議員などの選挙が単一の法で規定され、

---

(2) 衆議院、参議院ともに投票価値の平等をめぐる裁判は数多くあるが、参議院における判例の流れも考察対象としたものとして、横尾日出雄「憲法の予定している司法権と立法権の関係について—投票価値の平等をめぐる訴訟と最高裁から国会へのメッセージ—」中京ロイヤー24号1頁(2016年)、佐藤研資「参議院選挙制度の改革—1票の較差・定数は正問題を中心として—」立法と調査336号13頁(2013年)、拙稿「参議院(選挙区選出)議員選挙における定数不均衡—平成21年9月30日最高裁判所大法廷判決—」千葉商大論叢48巻1号101頁(2010年)参照。

公職選挙法と改められた。これ以降、公職選挙法は幾度かの改正が重ねられてきている。

まず、昭和47年に沖縄県が本土に復帰するのに合わせて沖縄選挙区に2人が加わり、参議院議員の定数が252人になった。昭和57年には全国区制が廃止され、拘束名簿式比例代表制が導入され、地方選出議員は選挙区選出議員へと名称が改められた。平成6年には7選挙区で8増8減された後、平成12年には参議院議員の総定数は10人削減され242人となり、この内、比例代表選出議員が96人、選挙区選出議員が146人という構成に改められた。さらに、平成18年には4選挙区で4増4減が行われた。この間の判例の流れについて後述するが、この時期、最高裁判所判決の中には、参議院議員の定数削減や選挙区間の人口移動に伴う議員定数配分の再検討という形だけではなく、選挙制度の仕組み自体の見直しを求める判旨が見受けられるようになってくる。そのような流れを受けて、平成24年の公職選挙法改正では、平成25年7月の通常選挙に向けてというかたちで、選挙区選挙について4増4減が行われた。選挙制度自体の抜本の見直しについては、平成25年9月に選挙制度の改革に関する検討会の下に選挙制度協議会が設置され、平成26年12月まで協議が行われた。しかし、協議会では各会派の意見がまとまらず、各会派の提案が併記された「選挙制度協議会報告書」が参議院議長に提出された<sup>(3)</sup>。この後、平成27年にも公職選挙法は改正され、島根県と鳥取県、徳島県と高知県では選挙区が合区され、それぞれの定数が2人となり、北海道、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県では定数がそれぞれ2人増加し、宮城県、新潟県、長野県では定数がそれぞれ2人削減された。なお、同法附則7条には、平成31年に行われる参議院議員通常選挙に向けて参議院のあり方を踏まえて較差の是正を目指した選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするという規定が置かれた<sup>(4)</sup>。

公職選挙法の改正の流れの中で選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差の変動を概観すると、参議院議員選挙法制定当初は2.62倍であったが、その後、最大較差は平成4年に施行された参議院議員通常選挙の際には6.59倍に拡大している。平成6年の改正によって較差は4.81倍に縮小したが、平成7年から平成22年までに施行された通常選挙では5倍前後で推移している。平成27年の改正の後に実施された平成28年7月10日の参議院通常選挙においては、選挙区間の最大較差は3.08倍に縮小している<sup>(5)</sup>。

### 3 最高裁判所平成29年9月27日大法院判決<sup>(6)</sup>

本判決は参議院議員選挙に関する昭和58年大法院判決で示された判例を踏襲し、憲法の保障する選挙権の平等が投票価値の平等を要求しているとしながらも、選挙制度の策定については憲法が国会に極めて広い裁量を委ねているとした。その上で、投票価値の平等

(3) 「選挙制度協議会報告書」については、

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/kentoukai/pdf/senkyoseido-houkoku-n.pdf> 参照。

(4) 平成27年の公職選挙法改正の経緯に関しては、小松由季「参議院選挙制の見直しによる『合区』の設置—公職選挙法の一部を改正する法律—」立法と調査368号3頁（2015年）参照。

(5) 参議院議員の定数の変遷と人口較差の変動については、三輪和宏・河島太郎「参議院の一票の格差・定数は正問題—我が国・諸外国の現状と論点整理—」調査と情報610号1頁（2008年）参照。

は選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準となるのではなく、どのような選挙制度を設けるかについては、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないし理由も勘案して決定することができるとした。したがって、その定めた内容が国会の裁量権の行使として合理的であると判断されうる限り、投票価値の平等が一定の限度で損なわれたとしても、憲法に違反するとは言えないとした。その上で、選挙区選出議員の定数配分規定が違憲となるのは、人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合であるとした。このような従来通りの判断枠組のなかで、国会が二院制の下で参議院に衆議院とは異なる独自の機能を発揮させるべく、政治的に一つのまとまりを有する単位で都道府県を各選挙区の単位としたこと自体は否定されるものではないとした。また参議院が憲法上3年ごとの半数改選制であるなど、二院制における参議院に固有の考慮すべき事項についても、憲法の趣旨との調和のもとに実現されなければならないと述べた。

平成27年改正公職選挙法と本件定数配分規定の合憲性に関しては、平成27年改正公職選挙法が、合区などこれまでにない手法を導入し、選挙区間の最大較差を平成25年選挙当時まで5倍前後の推移をしていた状態から最大較差2.97倍(本件選挙当時は3.08倍)にまで縮小させていることに一定の評価をする。さらに、平成27年改正公職選挙法は附則7条において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定め、今後も投票価値の較差を更に是正するという立法府の決意も示されているとする。その上で、本件選挙当時に生じていた平成27年に改正された後の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと言うことはできないとされ、定数配分規定を合憲と判断した。

この判決には2つの意見(木内、林各裁判官)と反対意見(鬼丸、山本各裁判官)が付されている。

木内道祥裁判官による意見では、投票価値の平等と憲法適合性審査において、憲法の求める投票価値の平等に譲歩を求めることができるのは、他の憲法上の価値や不可避的な技術的制約など合理的なものでなければならないとし、以下のように論じられている。

まず、都道府県を選挙区の単位とすることについては、これまでの一連の判例の流れの中で見ると、憲法上の価値である投票価値の平等に譲歩を求める理由としては相当の後退

---

(6) 最大判平29年9月27日民集71巻7号175頁。本判決に関しては、松本和彦「参議院議員定数不均衡訴訟」法学教室448号123頁(2018年)、只野雅人「参議院選挙区選挙と投票価値の平等」論究ジュリスト24号198頁(2018年)、堀口伍郎「平成28年参議院議員通常選挙における1票の較差」法学セミナー756号96頁(2018年)、千葉勝美「司法部の投げた球の重み—最大判平成29年9月27日のメッセージは?」法律時報89巻13号4頁(2018年)、多田一路「参議院議員選挙における一部合区後の定数配分規定の合憲性」TKCローライブラリー・新判例解説Watch憲法134号1頁(2017年)、齊藤愛「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室450号44頁(2018年)、平成29年大法院判決で争われた平成28年の参議院議員通常選挙に関する各地の下級審判決を中心とした論考として、小林直三「一連の参議院議員定数不均衡高裁判決に関する一考察—名古屋高裁平成28年11月8日判決を中心に—」Westlaw Japan判例コラム94号1頁(2017年)参照。

を余儀なくされていると指摘する。多数意見が都道府県を政治的に一つのまとまりを有する単位として評価するという点は従来の判例と変わらないものの、その趣旨は「一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点」からのものである。そこで言う「一つのまとまりを有する単位」とは必ずしも当然に都道府県ということではない。すなわち、多数意見は都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮することは否定しないが、それはあくまで一つの要素としての考慮であり、都道府県という単位を用いることが不合理ではないという結論に帰結することにはならないはずであるとされた。また、多数意見が選挙時までの国会活動のみならず、選挙後の国会の動向も違憲判断の考慮としていることについては、従来からの二段階の判断枠組の下で以下のように論じる。すなわち、投票価値の平等が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているかについては、当該選挙時における投票価値の不均衡についてのものであり、違憲状態が当該選挙までの間に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えているか否かについての判断は、当該選挙時における国会の活動の方向性を図るものとして選挙後の国会の動向をも考慮対象とするものであるとする。その上で、平成27年改正公職選挙法の下で生じた最大較差3.08倍という投票価値の不均衡は、平成24年大法廷判決で求められた「しかるべき形」での改正が行われたとは言い難い状況から導かれるものであり、違憲状態を脱していないとした。その上で、平成27年改正公職選挙法は「二段階方式」で選挙制度の抜本的な見直しを行うものであるとした。すなわち、第一段階は合区であり、これについては「実行の着手」が既になされており、第二段階は平成31年通常選挙に向けての改正の完成という方式である。第二段階については、附則7条で「必ず結論を得る」と定められていることから、このような方式による国会の対応は与えられた裁量権を超えるものではないとした。

林景一裁判官による意見では、選挙に関する憲法上の原則として民主主義、平等原則を挙げ、投票価値の較差が2倍を超えることは原則として許容されないと論じる。また、憲法43条は参議院議員も「全国民の代表」として選出されることを意味しており、参議院議員選挙が都道府県を単位として行われるものであったとしても、全国民の投票価値が等しくなるという憲法上の原則と調和するものでなければならず、また、それを実現するプロセスが投票価値の平等を追求する方向に向かわなければならないとした。

反対意見としては、鬼丸かおる裁判官が、平成26年大法廷判決を引用しながら本件定数配分規定は違憲であり、それに基づき施行された本件選挙は違法とした。

鬼丸裁判官による反対意見では、平成27年改正公職選挙法によって一部選挙区が合区され、その結果、投票価値の最大較差が縮小されたことから、投票価値に関する国会の努力の方向性を正しいものであると評価する。しかし、それでもなお投票価値の最大較差が3倍程度生じていたことを投票価値の平等が実現したとは言い難い状況であるとする。そこで、憲法が投票価値の平等を保障しているにもかかわらずこのような較差が生じていることについて、いかなる政策目的ないし理由が存在したのか、また投票価値の平等を国会が正当に考慮することができる他の政策目的、理由との関連において調和的に実現できたのかについて検討が加えられている。

まず、平成27年の公職選挙法改正に向けた議論の中で、国会での政策目的ないし理由は選挙区選挙において都道府県を単位とする選挙区を基本として、その基本を損なうこと

を最小限にとどめることにあつたと指摘する。その結果、選挙制度協議会では都道府県を選挙区の単位とすることに拘泥せず、投票価値を1倍強2倍未満に止めるための複数の案が示されたにもかかわらず、公職選挙法の改正は一部選挙区を合区するのみとなったとする。また、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において、投票価値の平等が調和的に実現できたのかという点についても否定する。すなわち、平成24年と平成26年に最高裁判所大法廷が都道府県を選挙区の単位とすることを「しかるべき形で見直すように」と判示したにもかかわらず、立法者が都道府県を選挙区選挙の単位とするという基本を固持したことは、上記大法廷判決の趣旨と相容れないものであり、その結果、投票価値の較差が改められなかったと見るができるとした。以上のことからすると、都道府県を選挙区の単位とするという政策目的は国会が正当に考慮することができるものとは認められず、投票価値の平等の要請にも調和しないとされた。平成24年大法廷判決が下された時点において、国会は投票価値の不平等を是正する立法措置を取るよと義務づけられており、本件選挙までの3年9か月の間に違憲状態の是正がなされなかったことは、国会の裁量権の限界を超えているものと評価することができる。したがって、本件選挙当時、定数配分規定は違憲であった。しかし、平成27年改正公職選挙法附則7条は選挙制度の抜本的な見直しの検討を行い、必ず結論を得ると強い決意を表していることから、定数配分規定は違憲であるが選挙自体は無効とせず違法であることを宣言するにとどめるとした。

山本庸幸裁判官による反対意見では、2割超の投票価値の不平等のある選挙制度と其の下で行われた選挙はいずれも違憲無効であると論じられている。

山本裁判官によると、民主国家における国会議員は公平かつ公正な選挙によって選出されなければならない、国政選挙における選挙区や定数を定める場合には、投票価値の平等が唯一かつ絶対的な基準であるとされる。投票価値の平等が保たれていることが、代表民主制を国民全体から等しく支持されて正統なものとする根拠となるのである。しかし、実際には人口の急激な移動や技術的理由といった区割りの都合などによって、1～2割程度の投票価値の較差が生じることはやむを得ないが、その限度は2割程度とされる。したがって、これ以上の較差が生じるような選挙制度は、法の下での平等に違反し違憲である。山本裁判官は、これまで事情判決を用いて選挙自体は無効とされず違法と宣言するにとどめられていたことについては法律上の根拠がないと批判した上で、選挙も無効とすべきであると論じる。選挙自体を違憲無効とした場合に生じる問題を経過的にいかに取り扱うかについては裁判所に決定する権限がある。判決により違憲無効とされた選挙で選出された議員によって構成された議院が行った議決などの効力は、判決の効果が過去に遡及せず判決以降の将来に向かうものであることからすると、影響を受けない。一票の価値の平等を実現する選挙制度が制定され、それに基づく選挙が行われ新たな国会が召集されるまでの間は、投票価値が2割を超えていない選挙区から選出されている議員で構成された議院で議決などを有効に行うことができ、仮に判決前と同じ構成の議院で議決がなされた場合にも、国政の混乱をさけるために当該議決を有効なものとして扱うべきであるとする。また、判決によって無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取り扱いについて、投票価値が2割超の選挙区から選出された議員はその身分を失い、それ以外の選挙区から選出された議員は、選挙が無効となるものの議員の身分は継続し、引き続きその任期終了まで参

議院議員であり続けることができると論じられた。

## 4 本判決の特徴

### (1) 判断枠組

従来から最高裁判所は、選挙無効訴訟における定数訴訟の合憲性審査に関して、段階的にその合憲性を審査するという手法を採用している。第一段階として、投票価値の不均衡が違憲の問題が生じる程度の著しい不平等の状態に至っているか否かという違憲状態の確認を行い、第二段階として、違憲状態が当該選挙までの間に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えているか否かという合理的期間の徒過の有無を判断するという手法である。その上で、当該規定が憲法の規定に違反するに至っていると判断する場合に、選挙を無効とせず選挙の違法を宣言にとどめるか否かを判断している。このような段階的な判断の手法は昭和52年7月10日行われた参議院議員通常選挙における1対5.26の較差の合憲性について争われた昭和58年大法廷判決<sup>(7)</sup>の中で示されたものであり、平成29年大法廷判決もこれを基本的には踏襲するものであると言えよう。しかし、平成29年大法廷判決の判断枠組は、従来の判断枠組との相違が見られると同時に、近時の最高裁判所判決の流れに修正を加えているとの指摘もある<sup>(8)</sup>。

### (2) 都道府県単位の選挙区

昭和58年大法廷判決では、公職選挙法は、参議院も全国民を代表する議員であるという憲法43条1項の枠内にありながらも、衆議院議員選挙とは異なる選挙方法をとることによって代表の実質的内容ないし機能に独自の要素を持たせようとしていると論じられた。その上で、都道府県を「歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位として捉えうる」とし、公職選挙法は参議院地方区選出議員（現在の選挙区選出議員）には都道府県の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしているとする。公職選挙法がこのような趣旨の下で地方区選出議員という選挙の仕組みについて設けることは国会の合理的な裁量権の行使であると評価し、このような選挙制度の下では投票価値の平等は、人口比例主義をとる選挙制度の場合と比較すると一定の譲歩、後退を免れないと論じた。最高裁判所は、これまで、都道府県を選挙区選挙の単位とすることに積極的な意義を認め、投票価値の平等の要請を相対的に後退させるという手法を採用してきた。しかし、平成24年大法廷判決では、昭和58年に示された判断枠組みを変更する必要はないとしながらも、投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がなされた。すなわち、人口の都市部への集中による都

(7) 最大判昭58年4月27日民集37巻3号345頁。本判決に関しては、辻村みよ子「議員定数不均衡と参議院の『特殊性』」憲法判例百選Ⅱ〔第2版〕320頁（1994年）、久保田きぬ子「参議院地方選出議員定数訴訟に対する第2の最高裁大法廷判決について」判例時報1077号3頁（1983年）、高野真澄「参議院議員定数最高裁判決について」ジュリスト794号13頁（1983年）、野中俊彦「参議院定数不均衡合憲判決の検討」法学セミナー342号16頁（1983年）、同「参院定数不均衡合憲判決についての若干の考察」判例時報1077号7頁（1983年）参照。

(8) 只野・前掲注(6)198頁、三輪・河島・前掲注(5)4頁参照。

道府県間の人口較差が続く状況の中では、半数改選という憲法46条を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図ることは著しく困難であるとし、単に一部の選挙区の定数を増減することにとどまらず、都道府県を単位とした選挙制度の仕組み自体の見直しが求められたのである<sup>(9)</sup>。さらに、平成26年大法廷判決も平成24年大法廷判決の趣旨を踏襲し、国会に都道府県を単位とした選挙制度の抜本的な改革を早急に行うように求めた<sup>(10)</sup>。平成29年大法廷判決では、具体的な選挙制度を決定するにあたり、「一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実態を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない」と論じられた。さらに、従来の判例は都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であると解釈しているのであり、都道府県を単位として選挙区を定めること自体が不合理で許されないとしたわけではないとした。

このように、平成29年判決は都道府県を選挙区選挙の基礎的な単位にすることについて投票価値の平等と調和する形であれば不合理なものではないとされ、抜本的な改革を求める平成24年、平成26年の両大法廷判決と比べてみると、若干緩やかな表現が用いられているようにも思われる。

### (3) 二院制

平成29年大法廷判決は昭和58年大法廷判決以降の最高裁判所判例と同様に、憲法が二院制を採用し、衆議院と参議院の権限や任期などに差異を設けている趣旨を「それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとする所にある」とする。さらに平成29年大法廷判決では、憲法が衆議院の優越を認めているものの参議院議員の任期が6年で衆議院議員と比べて長期であること、解散がなく3年ごとの半数改選であることの趣旨は、立法をはじめとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、「多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性

(9) 最大判平24年10月17日民集241号91頁。本判決では、平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙に関して、選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が1対5.00であったこと合憲性について争われた。本判決に関しては、辻村みよ子「参議院における議員定数不均衡」憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕332頁(2013年)、只野雅人「参議院議員定数不均衡訴訟」法学教室401号判例セレクト2013〔I〕4頁(2013年)、新井誠「参議院議員定数不均衡訴訟上告審判決」平成24年度重要判例解説8頁(2013年)、工藤達朗「参議院議員選挙と投票価値の平等—参議院議員選挙無効請求事件」論究ジュリスト4号92頁(2013年)参照。

(10) 最大判平26年11月26日民集68巻9号1363頁。本判決に関しては、市川正人「平成25年参議院議員選挙と『一票の較差』」平成26年度重要判例解説8頁(2015年)、櫻井智章「4増4減改正後もなお『違憲状態』と判断した参議院『一票の格差』」平成26年判決「速報判例解説」vol.17・15頁(2015年)、高作正博「公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」判例時報2265号132頁(2015年)、斎藤一久「平成25年参議院議員選挙無効訴訟」法学セミナー721号110頁(2015年)参照。

を確保しようとしたものである」と論じた。そして、どのような選挙制度によって以上のような憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等と調和させていくかは、国会の合理的な裁量に委ねられていると論じられた。

二院制における参議院の憲法上の位置づけと投票価値の平等の関係について、昭和58年大法廷判決は参議院議員選挙においては、投票価値の平等が人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して「一定の譲歩、後退を免れない」とした。これに対して平成29年大法廷判決は、参議院においても適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮が求められるとし、参議院議員の選挙においてただちに投票価値の平等の要請が後退しても良いという理由を見だしにくいとした。しかし、参議院は憲法上、3年ごとに半数改選されることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえ、二院制に関する憲法の趣旨との調和の下に投票価値の平等が実現されるべきであると論じた。その上で、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事も国会の合理的な裁量の範囲内であるとした。

このように、昭和58年大法廷判決と平成29年大法廷判決は二院制から導かれる参議院の特性と投票価値の平等との関係に関して論理が異なっている。この点について平成29年大法廷判決がその理由として指摘しているのは、「長年にわたる制度及び社会状況の変化」である。同趣旨は平成24年大法廷判決と平成26年大法廷判決ではより詳細に述べられている。両大法廷判決は、第一に、衆議院と参議院の選挙制度の同質性をあげる。すなわち、参議院と衆議院の選挙制度のいずれも都道府県またはそれを細分化した地域を選挙区とする選挙と、より広域な地域を選挙の単位とする比例代表選挙を組み合わせるといふ選挙制度を採用しており、そこには選挙方法の同質性を見ることができるといふことである。第二は、長期の任期を与えられた参議院の役割が増大しているという点である。第三は、衆議院議員選挙においては投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満になることを基本とする旨の区割基準が定められていることなどが挙げられている。

#### (4) 合理的期間の徒過の判断

判断枠組みの二段階目である違憲状態が当該選挙までの間に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えているか否かという合理的期間の徒過に関する判断について、昭和58年判決では、明確に選挙時までには是正を講じているか否かを問題とした。しかし、平成29年大法廷判決は選挙後における較差是正に向けた方向性と立法者の決意もその判断の枠内に入れるという手法を採用している。

このように、是正に向けた合理的期間に際して、選挙後の事情も考慮するようになったのは、選挙制度の抜本的な是正を求めた平成24年大法廷判決であろう。平成24年大法廷判決は、1つ前の平成21年大法廷判決<sup>(11)</sup>において参議院議員の選挙制度の構造的な問題や仕組み自体の見直しの必要性を指摘されたものの、この判決の9ヶ月後に選挙が行われたという事情や選挙制度の仕組み自体の見直しには相応の時間を要するということを考慮に入れている。また、平成21年大法廷判決を受けて、参議院では参議院改革協議会の下に置かれた専門委員会によって協議がなされるなど、選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われている点も考慮された。その上で、括弧書きで「なお」

としながらも、平成24年判決で争われた平成22年7月11日の選挙後に国会に提出された公職選挙法の一部を改正する法律案が、その附則で選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行う旨の規定を置いているという事情について論じた。平成26年大法廷判決も平成24年大法廷判決と同様に、平成24年大法廷判決が下された平成24年10月17日の時点から、平成26年大法廷判決で争われた平成25年7月21日の参議院議員通常選挙までの約9ヶ月の間で選挙制度の具体的な改正案の立案や法改正の手續と作業を終えることは実現困難な事柄であったという前提に立った上で、平成24年大法廷判決を一步進めて、選挙制度の改正に向けた選挙後の流れを選挙制度の改正に向けた一連の取り組みとして捉え、選挙の前後に関係なく合理的期間の徒過の判断の際に考慮に入れている。すなわち、平成25年の選挙までの間には、平成24年に公職選挙法の改正が成立し、そこでは選挙区選挙の定数配分が4増4減されたこと、同附則において平成28年の通常選挙に向けて引き続き選挙制度の抜本的な見直しについて検討し結論を得ると併記されたこと、選挙後の平成25年9月には、参議院に選挙制度の改革に関する検討会が開かれ、その下に選挙制度協議会が設置され検討が重ねられていることなども考慮に入れたのである。最高裁は、このような一連の取り組みを、具体的な改正案の策定には至らなかったものの、平成24年の判決の趣旨に沿った方向で進められていたものであると評価した。

このように、平成29年大法廷判決は、平成24年、平成26年の両大法廷判決の流れを受けて、合理的期間の徒過の判断に関して、「選挙時まで」といった従来の時間的な制約から立法者を解放し、投票価値の平等を実現するための選挙制度の策定の取り組みの流れ全体を考慮に入れるという手法に転換しているようにも思われる。その背景にあるのは、裁判所が議員定数の配分について再検討や議員定数の増減を求めるだけでなく、選挙制度それ自体の改正を求めるという立法者にとっては困難で時間を要する点が数多くある課題を課しているという点を挙げるができるであろう。平成29年大法廷判決は、平成27年改正公職選挙法の成立の中で一部選挙区の合区というこれまでにない手法が採用され、それにより数十年にわたり5倍前後で推移してきた最大較差が2.97倍（本件選挙時は3.08倍）にまで縮小したという事実をあげ、この事実が附則7条に規定された投票価値の較差のさらなる是正に向けての方向性を確かなものとし、そこから較差是正に向けた立法者の決意を見て取る事ができると論じられている。

## 5 おわりに

最高裁判所はこれまで参議院議員通常選挙における議員定数不均衡の問題に関して数多

---

(11) 最大判平21年9月30日民集63巻7号1520頁。本判決では、平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙における選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差1対4.86（平成17年10月実施の国勢調査結果を基にすると最大較差1対4.84）の合憲性が争われた。本判決に関しては、只野雅人「公職選挙法14条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」判例時報2072号164頁（2010年）、井上典之「参議院定数訴訟における投票価値の平等—平成21年大法廷判決とその含意」ジュリスト1395号31頁（2010年）、上田健介「参議院議員定数配分規定の合憲性」平成21年度重要判例解説8頁（2010年）、上協博之「参議院選挙区選挙の最大較差4.86倍を『大きな不平等』として選挙制度の仕組みの見直しを求めた2009年最高裁大法廷判決」速報判例解説vol.6・19頁（2010年）、拙稿・前掲注（2）参照。

くの判決を下してきた。選挙制度を策定する際の立法者の裁量という観点からこれまでの判例の流れを見ると、投票価値の平等が憲法上の要請かという点が争点となった初期、投票価値の平等と選挙制度を策定する場合の立法者の裁量権の行使の合憲性の判断枠組が定着した時期、選挙制度自体の抜本的な改正を求める時期という3つの時期に分けることができるように思われる。各時期で特徴的な判例を挙げるとすると、初期の判例としては、昭和39年の初の大法廷判決、定着期としては昭和58年大法廷判決、選挙制度の抜本的改正に向けた要求をした時期としては平成24年、26年大法廷判決であろう。

初期の判決として挙げた昭和39年大法廷判決は、参議院議員通常選挙の議員定数不均衡に関する最高裁判所による初の判決である<sup>(12)</sup>。昭和39年大法廷判決では、憲法14条の趣旨に鑑みると、議員数を選挙人の人口に比例して配分することが望ましいとしながらも、憲法にはこれを積極的に定めている条文は存在せず、他の要素を加味することも禁止されていないとされた。また、憲法43条2項（両議院の定数）、47条（議員の選挙）は選挙制度の策定を立法府の裁量に委ねていることから、選挙権の享有に極端な差が生じさせるような場合は別としても、選挙区への議員定数の配分は立法政策の問題であることが強調され、違憲の問題を生じさせるものではないと判断された。

定着期として挙げた昭和58年大法廷判決は、憲法15条3項（普通選挙）、44条（選挙人資格の平等）の定める選挙権の平等の原則には、投票価値の平等が含まれているとした<sup>(13)</sup>。このような解釈は衆議院議員総選挙に関連する昭和49年大法廷判決で既に論じられており、これを踏襲するかたちで、最高裁判所は昭和58年に参議院議員通常選挙においても投票価値の平等が憲法上の要請であることを論じた。その上で昭和58年大法廷判決では、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国会に反映されることになるのかの判断は、国会に極めて広い裁量が委ねられており、国会が具体的に定めた内容が裁量権の行使として合理的であると是認できる限り、投票価値の平等が損なわれることになってもやむをえないと解釈された。そして定数配分規定が違憲と判断されるのは、投票価値に著しい不平等が生じており、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらず、国会がそれを是正する何らかの措置を講じないことが裁量権の限界を超えると判断される場合であると論じられた。平成8年大法廷判決では、平成4年7月26日に実施された参議院通常選挙における1対6.59の最大較差と一部の選挙区における逆転現象の合憲性について争われた<sup>(14)</sup>。最高裁判所は従来の判断枠組の下で、投票価値の不均衡が「投票価値の平等の有すべき重要性に照らして、もはやとうてい看過することができないと認められる程度」に達しており違憲状態にあると指摘したものの、「国会が本件選挙までに定数配分規定を是正しなかったことをもって、立法裁量の限界を超えるものと判断することは困難」であるとして定数配分規定を合憲と判断した。参議院議員通常選挙における投票価値の不均衡が違憲状態と判断されたのは、本判決が初めてであり、おおむね1対6の較差までが参議院における投票価値の不均衡が合憲と判断される目安とされるようになった。

(12) 最大判昭39年2月5日民集18巻2号270頁。本判決に関しては、常本照樹「議員定数判決の構造 議員定数不均衡(1)・(2)」法学教室211号81頁・同212号94頁(1998年)、芦部信喜「議員定数不均衡の司法審査」ジュリスト296号48頁(1964年)参照。

(13) 最大判昭58年4月27日民集37巻3号345頁。本判決については前掲注(7)参照。

また、この時期に注目すべきは、平成16年大法廷判決であろう<sup>(15)</sup>。平成12年に公職選挙法は参議院の議員定数を10人削減し、比例代表選挙を非拘束名簿式比例代表制に改正された(以下、「平成12年改正公職選挙法」とする)。本法の下で行われた平成13年7月29日の参議院議員通常選挙に関しても、選挙区選挙の定数配分規定における1対4.79(選挙時点では1対5.06)の最大較差について争われ、最高裁判所は平成12年改正公職選挙法の立法目的が逆転現象の解消と選挙区間における選挙人数または人口較差の拡大の防止にあるとして、前者については達成され、後者についてはその拡大を防止・減少することはできなかったものの直近の国勢調査結果と変わらなかったことから定数配分規定を合憲と判断した。平成16年大法廷判決には補足意見が2つ<sup>(16)</sup>と反対意見が6つ付されている<sup>(17)</sup>。これらを見ると多数意見においても立法者の裁量権行使についてより統制しようという変化の「胎動」<sup>(18)</sup>を見ることができる。とりわけ、補足意見2では、裁量権の行使について、立法者が選挙制度を定めるに至るまでの裁量権行使の態様がどうであったか、さまざまな考慮事項の中でそれぞれの事項の憲法上の位置づけについて十分に考慮に入れた政策判断がなされたのか、投票価値の平等が大きく損なわれている状況の中で現行の選挙制度を維持するという立法者の判断に合理性があるのかという点から、立法者の裁量権行使の合理性を審査すべきであると論じられた。またさらに本判決を特徴づけているのは6人の裁判官による反対意見であろう。福田、梶谷、深澤、濱田、滝井、泉各裁判官による反対意見に共通しているのは、民主主義における投票価値の平等の重要性や参議院における投票価値の不均衡が衆議院よりもより緩やかに判断されることは憲法上の根拠がなく、投票価値の平等はできる限り1対1に近づけるべきで、1対2を超える較差は違憲と判断されるということである。追加反対意見では、都道府県の地域的な事情を国政に反

- 
- (14) 最大判平8年9月11日民集50巻8号2283頁。本判決に関しては、井上典之「参議院(選挙区選出)議員定数不均衡訴訟大法廷判決」判例時報1594号184頁(1997年)、辻村みよ子「議員定数不均衡と参議院の特殊性」憲法判例百選II〔第5版〕340頁(2007年)、安西文雄「立法裁量論と参議院選挙区における投票価値の平等」法学教室196号26頁(1997年)、川神裕「公職選挙法(平成6年法律第2号による改正前のもの)14条、別表第2の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」最高裁時の判例I公法編73頁(2003年)参照。
- (15) 最大判平16年1月14日民集58巻1号56頁。本判決に関しては、河島太郎「参議院定数訴訟における最高裁判例の最近の展開」レファレンス684号65頁(2008年)、東京大学判例研究会(姜光文執筆)「最高裁判所民事判例研究・民集58巻1号」法学協会雑誌123巻5号254頁(2006年)、近藤敦「参議院の議員定数と憲法14条」法学セミナー605号122頁(2005年)、今関源成「参院定数不均衡最高判決—最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」ジュリスト1272号88頁(2004頁)、野中俊彦「非拘束名簿式比例代表制および選挙区選出議員定数配分規定の合憲性」法学教室286号8頁(2004年)、常本照樹「参議院における選挙区選出議員定数配分の合憲性」民商法雑誌13巻1号112頁(2004年)、拙稿「参議院議員定数不均衡訴訟における最高裁判所の立法裁量論—平成16年1月14日最高裁判所大法廷判決を中心にして—(1)・(2)」千葉商大論叢47巻1号145頁、同47巻2号151頁(2009年)参照。
- (16) 多数意見に付された補足意見としては、町田、金谷、北川、上田、島田各裁判官による補足意見1(島田裁判官による追加補足意見あり)、亀山、横尾、藤田、甲斐中各裁判官による補足意見2(亀山、横尾各裁判官による追加補足意見あり)がある。
- (17) 反対意見には福田、梶谷、深澤、濱田、滝井、泉各裁判官が加わり、さらに、各裁判官はそれぞれ追加反対意見を付している。
- (18) 藤田宙靖『最高裁回想録—学者判事の七年半』104頁(2012年)参照。

映することを目的として、都道府県を選挙区選挙の基本単位とすることが、投票価値の平等という憲法上の原則に譲歩を求める理由として合理性を有するものとは考えにくくなってきていることを指摘する意見（梶谷裁判官）や、投票価値の平等を確保するために現在の選挙の仕組みにこだわらず抜本的な検討が行われるべきであるという指摘（深澤裁判官）もあり、このような見解は次の選挙制度の抜本的改正を求める時期においては多数の意見の中で同様の論旨を見て取ることができるものである<sup>(19)</sup>。

選挙制度の抜本的な改正を求めた時期として挙げることができるのは平成21年大法廷判決以降の判決であろう。この時期、多数意見では従来の判断枠組を踏襲するとしながらも、較差の是正には選挙制度そのものの改正が必要であると論じられるようになった。平成21年判決<sup>(20)</sup>では、現行の選挙制度を維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であることが指摘され、較差の是正を行うには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となること論じられた。その上で、選挙権が民主主義の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の価値であることに鑑みて国会に「適切な検討」が行われるようにと論じられた<sup>(21)</sup>。さらに、平成24年大法廷判決、平成26年大法廷判決では、昭和58年の判断枠組に立つとしながらも、都道府県を選挙区の基本単位とすることへの改正を求めた。すなわち、憲法上の半数改選制や、それを踏まえた各選挙区への偶数配分をとった上で、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度を維持し投票価値の平等を実現することは著しく困難であると指摘されたのである。それは従来のように、都道府県を選挙区選挙の基本単位とした上で、人口の移動に伴う定数の再配分や議員定数を削減するという手法だけでは十分ではないと判断されたことを意味する。また、従来、参議院は衆議院と比べると、投票価値の平等の要請が一步後退すると解釈されてきたことについては、既述のように、参議院と衆議院の選挙制度の同質性、長期の任期を与えられた参議院の役割の増大、衆議院議員選挙では選挙区間の人口較差が2倍未満になることを基本とする旨の区割基準が定められていることなどを挙げ、参議院においても適切に民意が反映され、投票価値の平等が十分に配慮されるべきことが求められた。

このように参議院議員定数配分規定の合憲性の判例を三つの時期に区切った時、平成29年大法廷判決は、選挙制度の抜本的な改正を求める時期の一つの判決と位置づけることができるであろう。しかし両判決と異なるのは、国会における投票価値の平等の実現に

---

(19) 平成16年大法廷判決において反対意見に参加した福田裁判官は、追加反対意見の中で諸外国における投票価値の平等に関する問題の対処のあり方と比較しながら、従来の判例で合憲とされてきた較差を違憲であると論じた。また、投票価値の平等が損なわれている状況で司法が長期にわたって違憲判決を回避し続ければ、憲法裁判所の創設に直結しうることを指摘した。このような見解の背景について、福田裁判官は「私は『投票価値の不平等』の存在を正面から認めている従来の判例の積み重ねそのものを変えるべきだ、という意見は最初からずいぶん固かった」と語っている。福田博『福田博オーラル・ヒストリー「一票の格差」違憲判断の真意』129頁（2016年）。

(20) 最大判平21年9月30日民集63巻7号1520頁。前掲注（11）参照。

(21) 定数訴訟における最高裁判所の変化について、平成20年に就任した竹崎博允最高裁判所長官の時代に位置づけて論じたものとして、赤坂幸一「司法制度改革へのアンビヴァレンス—竹崎博允—」法律時報89巻3号92頁（2017年）参照。

向けての法改正とその成果に一定の評価を与えていることであろう。すなわち、平成24年と平成26年の両大法廷判決を受ける形で、平成27年改正公職選挙法が成立し、そこでは一部選挙区の合区というこれまでにない手法が採用された。その結果、数十年にわたり5倍前後で推移してきた選挙区の議員一人当たりの人口の最大較差を2.97倍（本件選挙時は3.08倍）にまで縮小したという事実もある。また、平成27年改正公職選挙法の附則7条には投票価値の較差のさらなる是正に向けて継続的に努力する旨が規定された。これらをもって、本件選挙時の投票価値の不均衡は違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったとは言えないとし、定数配分規定が憲法に違反するには至っていたとは言えないとされた。また、平成24年と平成26年の両大法廷判決が都道府県を単位として選挙区を設けることの見直しを求めたことに対し、平成29年大法廷判決は、都道府県を政治的に一つのまとまりを有する単位と捉えた上で、地域の住民の意思を集約的に反映させる意義ないし機能を加味する観点からその意義や実体を一つの要素として考慮すること自体は否定されるべきではないとした。すなわち、投票価値の平等と調和する限りであれば、上記の要素を踏まえた選挙制度を設けたとしても立法者の合理的な裁量を超えるものとは言えないとしたのである。このような変化について、「最高裁が矛を収めたという印象<sup>(22)</sup>」があると語られるように、その背景にはなにがあったのであろうか<sup>(23)</sup>。

思うに、参議院通常選挙は3年ごとに行われるものであり、選挙ごとに議員定数の配分を見直し、投票価値の平等の実現に向けて法改正を行うという作業には、常に時間的な制約が伴うものである。また、選挙区間における人口変動を考えると、この取組みは継続的・永続的に行われなければならない。このような特質に鑑みると、最高裁判所が平成27年改正公職選挙法附則7条を「更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」と捉え、更なる較差の是正を指向するものと評価し、判断要素の一つとすることは首肯しうる。しかし、従来の判断枠組から考えるならば、判断枠組の第二段階である投票価値の較差の不均衡に関する違憲状態が合理的期間内に是正されたかという合理的期間の徒過の有無の判断に際して、どこまでの期間を合理的期間として判断するのが曖昧となり、結局のところ第一段階の判断のみで足りることになりかねない。第一段階と第二段階の区別が相対的になっているとの指摘もある<sup>(24)</sup>。

平成29年大法廷判決は、第一段階で投票価値の不均衡が違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にはないと判断されており、第二段階について厳密にどの期間までを合理的期間として考慮すべきかについて検討する必要性はなかった。しかし、今後また各選挙区間に投票価値の較差が生じ、その較差が憲法に違反すると判断され多場合、裁判所は改正に向けた合理的期間の徒過についてどこまでを判断の対象とするのであろうか。選挙制度の改正は永続的に続く問題であると考えれば、いつまでも改正に向けての国会の決意を

(22) 只野雅人・毎日新聞2017年9月18日朝刊参照。

(23) この背景として、千葉勝美元最高裁判所判事は、平成27年改正公職選挙法により導入された合区の手法が一部地域住民の不満を大いに呼び、「合区の更なる拡大どころかその解消が政策的課題」になりそうな様相があり、憲法改正によって都道府県を単位としてまず定数1を配分するような参議院選挙制度を明記しようとする動きがあることを指摘している。すなわち、このような動きを背景として、最高裁判所が国会に対して「一足飛びに憲法改正に走るのではなく、広い範囲の選択の下で国会が選挙制度の改革に取り組むことができるということを注意喚起したものではなかろうか」と論じている。千葉・前掲注(6)5頁参照。

もって合理的期間の区切りをつけないままにすることはできないのではなかろうか<sup>(25)</sup>。

(2018.5.20 受稿, 2018.6.21 受理)

---

(24) 齊藤・前掲注(6) 47頁。近時の判例には、従来の判断基準の流動化がみられるという指摘もある。三輪・河島・前掲注(5) 4頁参照。

(25) 参議院議員通常選挙は3年に1度行われるという性質上、最高裁判所が「『次の一手』をあらかじめ先読みした上で、判決を下さざるをえない」のであり、国会と最高裁判所との間に「違憲審査のゲーム」という状況があることを指摘する論者もある。これによると、最高裁判所は「自らの判決を前提に国会が行動しているものと想定しながら、より踏み込みつつも抜き差しならない対立関係を回避するように次の判断を示さざるをえない」という状況にあることが指摘されている。宍戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』」論究ジュリスト1号41頁(2012年)参照。

〔抄 録〕

本稿は、平成29年9月27日に最高裁判所大法廷によって下された平成28年7月10日実施の参議院議員通常選挙における議員定数配分規定の合憲性に関する判決の評釈である。本判決に先立って、平成24年と平成26年に、最高裁判所は参議院議員通常選挙の選挙区選挙における投票価値の不平等が違憲状態にあるとして、それを是正するために選挙制度の仕組み自体を早急に見直すことを求める判決を下している。両判決を受ける形で、国会では平成27年に公職選挙法の改正が行われ、島根県と鳥取県、徳島県と高知県の選挙区が合区され、3選挙区の定数を2人ずつ減員、5選挙区の定数を2人ずつ増員された。平成29年大法廷判決は、合区というこれまでにない手法での改正が行われた後の初の最高裁判所の判断である。

本稿は、平成29年大法廷判決を詳細に検討することにより、選挙制度を策定する場合の立法者の裁量について最高裁判所がどのように解釈しているのかという点を明らかにしたい。